

No. 74

ふれあい

編集兼発行
 公益社団法人
 木更津市シルバー人材センター
 木更津市潮見2-9
 (市民総合福祉会館2階)
 TEL 25-2433
 FAX 20-1731

☆働く喜び、社会参加の輪を拓げよう☆

会員数 (11月末現在)

男性 267名・女性 87名 計 354名



謹んで初春の

お慶びを

申し上げます

会員皆様の

ご健康とご多幸を

お祈り申し上げます



新年のご挨拶

会長 野田芳久



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。旧年中は、センター事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員の皆様や役員の方の感染防止対策とともに、受注や契約の減少などの対応に苦慮した日々となりました。新型コロナウイルスが社会経済にリーマンショックを超える大打撃を与えている中、回

復の見通しは不確かで、元どおりの企業活動や生活には容易に戻らないと、誰もが感じているところだと思います。「新しい生活スタイル」へ社会全体が変わろうとしている中で、センターに求められているものは何か、センターがどうあるべきかを問い直していく年であると感じています。人生百年時代と言われる中、高齢者の一人ひとりが、これまで以上に着けた経験や知識・技能を提供し、一層の生きがいを見出していただく場を確保し、高齢者の活力を社会に還元していくことがセンターの重要な役割だと思えます。今、私たちが受けている受難を好機に転じ、センターがその役割をしっかりと果たせるよう、皆様のご協力をお願いします。最後に会員の皆様におかれましては、健康管理に充分ご留意いただき、本年が、素晴らしい一年となりますよう心から祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

理事会報告

一 令和三年度第一回理事会

令和三年五月十七日（月）令和三年度第一回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。

議題

- 第一号議案 令和二年度事業報告について
- 第二号議案 令和二年度収支決算報告について
- 第三号議案 定款の一部改正（案）について
- 第四号議案 新入会員の承認について
- 第五号議案 功労者表彰について
- 第六号議案 総会の日程について

二 令和三年度第二回理事会（書面決議）

令和三年五月二十八日（月）令和三年度第二回理事会は書面決議により左記議案が承認・可決されました。

議題

- 第一号議案 令和三年度功労者表彰について
- 三 令和三年度第三回理事会

令和三年六月十六日（水）令和三年度第三回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。

議題

- ① 会長の選出
- ② 副会長及び常務理事の選出
- 四 令和三年度第四回理事会

令和三年九月三十日（木）令和三年度第四回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。

(1) 報告

(ア) 会長、副会長及び常務理事の職務の執行状況について

(イ) 令和三年度事業の中間報告について

(2) 議題

- 第一号議案 新入会員の承認について
- 第二号議案 普及啓発事業の実施について

五 令和三年度第五回理事会（書面決議）

令和三年十一月三十日（火）令和三年度第五回理事会は書面決議により左記議案が承認・可決されました。

議題

- 第一号議案 職員の給与規程の改定について
- 第二号議案 事務費の改定について

○ 定時総会報告

令和三年度定時総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の関係から、会場の収容人員を考慮し、理事、監事のみの出席とさせていただきます。去る六月十六日（水）午後一時三十分から市民総合福祉会館講習室において開催されました。

第一号議案（令和二年度事業報告）及び第二号議案（令和二年度収支決算）については一括審議とし鈴木誠一監事から監査報告の後、原案通り承認されました。（会員数三三一名、出席会員十五名・委任状及び書面決議数一九六名）

議題

- 第一号議案 令和二年度事業報告について
- 第二号議案 令和二年度収支決算報告について
- 第三号議案 役員員の選任について

新年を迎えて

木更津市長

渡辺 芳邦



新年明けましておめでとうございませう。

会員の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。木更津市シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保、提供を目的として設立され、着実に業績を積み重ねてこられました。昨今のコロナ禍における厳しい経済状況下においても、新規事業の開拓や会員の確保等、皆様方の熱意とたゆまぬ

努力により、毎年着実な歩みが続けておられることに深く敬意を表するものであります。

超高齢社会を迎えた現代社会において、元気で働く高齢者が「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき、自主的に運営される木更津市シルバー人材センターの役割は益々大きくなっております。

市といたしましては、高齢者が今後も住み慣れた地域で、健康で活力のある生活を送れるよう支援してまいりますので、木更津市シルバー人材センターには、高齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応して、高齢者の能力を最大限発揮できる機会を提供していただけるようお願い申し上げます。結びに、木更津市シルバー人材センターの益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。新年の挨拶といたします。

新春のごあいさつ

木更津市議会議長

重城 正義



新年明けましておめでとうございませう。

木更津市シルバー人材センターの皆様におかれましては、新春を健やかにお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

旧年中は、野田会長をはじめ会員の皆様には、私ども市議会に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、昨年六月の市議会定例会において、議員各位のご推挽を賜り、議

長の要職を拝命いたしました。半年が経過し、今、その職責の重さを感じるとともに、新年を迎え、本市の更なる発展のため、鋭意努力してまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

昨年を振り返りますと、一昨年に続き、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の実施により、本市においても相次いでイベントが延期、中止となるなど、市民の日常生活や地域経済に大きな影響をもたらしました。

この厳しい状況を乗り越えるためには、豊富な知識と経験、技能を有しておられる皆様の活躍が、本市にとって必要不可欠でございます。今後も、健康で働く意欲のある皆様に各方面でご活躍いただき、まちづくりの先駆者としてご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

市議会といたしまして、議員一人ひとりが使命と責任を強く自覚し、高齢者福祉の向上と地域社会の活性化に一層の努力を重ねてまいります。ご

新年にのぞみ、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。貴シルバー人材センターの益々のご発展と本年が皆様にとりまして幸せでありますことを心より祈念し、新年のごあいさつといたします。



シルバー事業普及月間 PR活動を実施

毎年十月はシルバー人材センターの事業普及月間であり、全国一斉に普及啓発活動を実施しているところです。

当センターにおいては、十月十二日（火）にアピタ木更津店と、イオンタウン木更津朝日ご協力のもと二ヶ所でも実施しました。

シルバー事業のPR用のリーフレット、ポケットティッシュを配布、説明するなど役員・職員総員十二名で午前十時から一時半にわたり、普及啓発活動を行いました。



イオンタウン木更津朝日

アピタ木更津店

《 ブレークスルー感染を防ぐために感染対策の徹底を 》

◆ 人との接触が増える時期。再び感染拡大につながる恐れも

2021年11月末現在、新型コロナウイルスのワクチン接種を完了した人が増え、感染状況が改善しています。飲食店への時短営業要請や酒類提供の規制が解除された自治体がほとんどとなり、街中に活気が戻りつつあります。そうした中で迎える年末年始。感染者数の減少による安心感から飲み会に参加したり、実家に帰省したりする人も増え、再び感染拡大につながる恐れがあります。

海外ではワクチン接種後の行動制限の緩和により急激なリバウンド（感染再拡大）が起きており、WHOは11月26日に「新たな変異ウイルス『オミクロン株』を懸念される変異株に指定した」と発表しました。日本でもオミクロン株を同様に位置づけ、監視体制が強化されました。また、ワクチン接種完了後に感染する「ブレークスルー感染」がたびたび報告されており、国立感染症研究所では注意を呼び掛けています。

◆ 感染対策を見直して、インフルエンザにも備えよう

新型コロナワクチンは、接種から半年ほどたつと、感染予防効果が弱まるといわれています。接種が始まった時期を考えると、日本では12月ごろに第6波が始まり、1～2月にピークを迎える恐れがあるといわれています。国では、3回目の接種を検討していますが、今は私たちができることを続けていくことで第6波を防ぎましょう。

また、インフルエンザにも警戒が必要です。昨シーズンに流行しなかったため、インフルエンザに免疫のない人が多く、高齢者や糖尿病などの持病がある人は特に重症化しやすく危険です。マスクの着用や手指の消毒などを徹底することが重要です。下記のような感染対策を、今一度心がけましょう。

◆ 感染対策のポイント（厚生労働省「新型コロナウイルス感染予防のために」より作成）

【人と会うとき】

- ・マスクを着用する
- ・人と十分な距離を保つ
- ・混雑している場所や時間を避ける
- ・オンラインの利用や時差出勤を行う
- ・屋外でも密接、密集を避ける

【飲食するとき】

- ・少人数・短時間にし、大声で話さない
- ・アクリル板の設置、消毒・換気の徹底したお店へ行く
- ・テイクアウトやデリバリーを利用する

◆ 人が多く集まるイベントは特に注意が必要

高齢者は、耳が聞こえにくい、目が見えにくいなどの理由から、どうしても人との距離が近くなりがちです。ショッピングモールなどの混雑するところへ行ったり、人が多く集まるイベントなどに参加する場合は、次のようなことに注意しましょう。

- ・屋内で複数の人が集まるときは、密集・密接になる場面を避ける。必ずマスクを着用し、イベント終了後の談笑などは避ける。
- ・対人距離・座席の配置とともに、最低1m（できるだけ2m）を確保する。
- ・飲食を伴う屋内のイベントはできるだけ控える。参加する場合はマスクをはずす時間を短時間にとどめ、その間は会話しない。手指をこまめにアルコール消毒する。

入会者

よろしくおねがいします。

— 令和二年十二月 —

中野 倫子 (清川西)

— 令和二年四月 —

葛野 きよ子 (清川南)

滝沢 隆子 (波岡南)

河野 貴志 (富来田)

柴崎 英明 (清川北)

葛野 薫 (清川南)

伊藤 等 (東部)

志保沢 治雄 (金田)

矢羽田 健 (清川西)

荒川 博 (波岡北)

西 敏幸 (波岡)

吉川 弘 (清川西)

井津元 佐一 (波岡南)

高城 よし江 (波岡北)

— 令和二年五月 —

荒井 由美 (岩根東)

花村 文喜 (富来田)

山本 竹夫 (中央)

— 令和二年六月 —

高木 義行 (真舟)

川井 武男 (真舟)

渡邊 一夫 (東部)

— 令和三年七月 —

安藤 武 (真舟)

— 令和三年八月 —

根本 茂 (真舟)

鈴木 幸博 (波岡北)

出口 哲 (波岡南)

藤野 友良 (清川南)

勝畑 操 (岩根西)

鳥谷部 留男 (波岡南)

三好 けい子 (清川南)

勝畑 ミイ (岩根西)

— 令和三年九月 —

鶴岡 富司雄 (清川北)

池田 隆 (波岡北)

松尾 隆康 (真舟)

羽山 三郎 (富来田)

杉山 弘之 (鎌足)

— 令和三年十月 —

佐藤 光雄 (金田)

小倉 啓司 (清川西)

鈴木 富士夫 (清川北)

佐々木 國勝 (真舟)

小山田 清司 (清川西)

— 令和二年十一月 —

平井 次郎 (岩根西)

萬年 覚 (波岡南)

有住 和男 (真舟)

吉川 俊夫 (清川南)

篠崎 とも江 (真舟)

吉川 ひろ江 (清川南)

出来 とき枝 (清川南)

【入会者 計四十六名】

長い間ご苦勞様でした。

— 令和二年十二月 —

鮎川 哲夫 (真舟)

鵜藤 眞二 (波岡南)

仲村 優 (岩根西)

狩谷 フミエ (金田)

井上 博元 (真舟)

鬼島 幸子 (真舟)

江尻 隆 (岩根西)

橋本 勇起 (東部)

鈴木 勝芳 (清川北)

牧 節子 (波岡北)

小泉 和子 (波岡北)

福原 靖秀 (波岡北)

石川 美和子 (真舟)

菅井 ふじ子 (真舟)

有ヶ谷 邦恵 (波岡南)

栗田 俊子 (金田)

伊藤 胤雄 (波岡)

古谷 茂 (岩根東)

宮野 定 (富来田)

— 令和三年一月 —

白熊 常夫 (真舟)

重城 和夫 (岩根東)

波多 威 (波岡南)

木下 明 (清川南)

石渡 茂子 (金田)

佐藤 実 (真舟)

— 令和三年二月 —

今岡 なみ (清川北)

峰岸 幸枝 (清川南)

齋藤 孔久 (岩根東)

鈴木 代介 (東部)

軽米 照子 (中央)

増田 邦昭 (波岡北)

— 令和三年三月 —

綱場 権一 (清川北)

中里 紘子 (富来田)

渡邊 恵子 (東部)

兼古 昭子 (金田)

安藤 みさ子 (金田)

伊藤 忠 (真舟)

吉武 吉勝 (岩根東)

合原 弘子 (岩根東)

三ツ井 將之 (波岡南)

近藤 佳世子 (清川北)

平松 正司 (清川北)

真崎 冲年 (清川西)

江野澤 きみ (岩根西)

鈴木 秀則 (清川西)

長嶋 泰彦 (波岡)

— 令和三年四月 —

原田 光成 (清川西)

鳥谷部 留男 (波岡南)

渡邊 賢 (真舟)

鈴木 実 (波岡南)

— 令和三年五月 —

石川 美喜子 (中央)

荒井 由美 (岩根東)

— 令和三年六月 —

小川 清 (真舟)

— 令和三年七月 —

荒井 操 (清川南)

— 令和三年八月 —

森 義雄 (真舟)

— 令和三年十月 —

島野 信一 (中央)

本間 文夫 (鎌足)

— 令和三年十一月 —

横山 靖雄 (波岡南)

【退会者 計五十八名】

会員親睦旅行の中止について

例年二月に実施しておりますが、会員親睦旅行につきましては、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の終息の見通しが立たないことを鑑み、中止とさせて頂きまして、ご了承をお願いいたします。

みんなで守ろう10ヶ条 (安全就業の心得)

- ① 日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。
- ② 仕事の前日は十分に睡眠を取りましょう。
- ③ 服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④ 仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤ 保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥ 加齢による身体の機能低下を十分に認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦ 仕事をするときには急いだり、あわてたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧ 就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨ 共同で仕事をするときには合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩ 行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

安全就業全国統一スローガン
『いつまでも働く喜び 無事故から』

事務局から

○配分金について

暮れから正月にかけて、各就業先、企業等は長期休暇のため、日報の回収及び集計が遅れますので十二月分の配分金振込日は令和四年一月二十日の予定です。

また、令和三年中にお支払した配分金の支払証明書は、令和四年一月中旬から事務局より発送する予定です。この配分金支払証明書は、税務署に確定申告するとき必要となります。

ご自分の所得額を確認のうえ、配分金と合わせた所得に所得税が課税される方など、確定申告が必要な方は所轄の税務署に確定申告をしてください。(所得税の取り扱いについては、最終ページを参照下さい)

所得税の申告につきまして不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

●就業先への会員からの連絡について

就業の依頼を事務局から受けた会員は、まず、依頼主に仕事を受けた旨の連絡をして、その後、就業予定日などの打ち合わせを、実施するようお願いいたします。

○作業日報の提出について

作業日報については、就業終了後速やかに提出して下さい。

一ヶ月遅れの支払いとならないように事務局への提出をお願いいたします。

年会費の納入について

会員の年会費については、毎年11月末日までに納入することとなっております。就労して配分金のある方は、配分金と相殺させていただいておりますが、それ以外の方で年会費が未納の方は、直接事務局に持参いただくか、又は下記に振込みいただくようお願いいたします。

千葉信用金庫木更津支店
普通預金 口座番号 2824137
公益社団法人 木更津市シルバー人材センター
令和3年度年会費 2,000円

○編集後記

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては幸多き春をお迎えることとお慶び申し上げます。
今年度は、何といたっても新型コロナウイルスの感染拡大を防止するのが第一で、定時総会を簡略化して開催したり、県主催の会議やイベントが中止となりました。そんな中、会員の皆さんからは一人の感染者も出なかったことはたいへん喜ばしいことでした。
さて、今年度も会員の皆さまのご支援により「ふれあい」を発行する事ができました。できるだけ役に立つ情報を盛り込んでいきたいと思っております。
ワクチンの接種開始でコロナが収束に向かい、以前のようない経済活動が復活し、業務の発注が増加することを願うばかりです。

シルバー人材センター団体傷害保険

保険の仕組み

この傷害保険（以下「シルバー保険」という。）は、センターの会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合、一定の補償を行うことをねらいとするものであって、センターの仕組みや会員の就業の実情を考慮してつくられたものです。

ただし、医療に関する給付（病院に支払う診療費、入院費、薬剤費等）はありません。

ケガをした場合

- ① 医師の治療をうけてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ② ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず一報してください。

保険事故

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者である会員が次の①から⑤に掲げる急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合です。

- ① 会員がセンターから提供された仕事に従事している間（ただし、会員が自宅で仕事に従事している場合には、事故についての第三者の証明を得ることができないため、適用除外されます。）
- ② センターが会員の知識・技能の向上を目的として実施する技能講習会に出席している間
- ③ センターの通常又は臨時総会に出席している間（会員理事以外の理事は対象になりません。）
- ④ センターの設定した各種行事に参加している間
- ⑤ ①から④までの場所と会員の住居との間の通常の経路を往復している間

このように、シルバー保険では、労災保険と同様に就業上の事故だけでなく、いわゆる途上の事故についても保険給付が行われることになっています。

支払われる保険金の種類等

シルバー保険で支払われる保険金の種類及び給付対象は、大部分の保険会社では以下のようになっています。

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
1 死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
2 後遺障害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
3 入院保険金 (1日当たり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180日を限度とします。
3-(1) 手術保険金	3,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合（所定倍率は、10倍、20倍又は40倍）。ただし、180日以内の手術1回に限りです。
4 通院保険金 (1日当たり)	2,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90日を限度とします。

保険料率

シルバー保険では、会員が従事する仕事の種類や平均的な就業の日数等を十分に考慮して、保険事故に対する危険性に見合った保険料率が設定されています。

保険金の種類	保険料	積算の基礎
死亡・後遺障害	$9,000,000円 \div 1,000 \times 0.17 = 1,530円$	1,000円につき0.17円
入院	$3,000円 \times 0.14 = 420円$	日額1円につき0.14円
通院	$2,000円 \times 0.12 = 240円$	日額1円につき0.12円
計	2,190円	

一般的に保険料率は上表のとおりですが、被保険者1人当たりの年間保険料は、支払われる保険金額をどのように設定するかによって変わります。すなわち、保険金額を高くすればそれに比例して保険料も上がり、逆に保険金額を低くすれば保険料も安くなります。

シルバー人材センター総合賠償責任保険

センターの会員が、各種の仕事を行って、他人の身体、財物への賠償事故を担保する保険で、例えば、①塗装中誤ってペンキを歩行者にかけてしまった、②子供の世話をしている間に過失によってケガをさせた、③自転車整理中、転倒させて壊してしまった、④清掃中誤って物を壊した、⑤庭木剪定中、切り落とした枝が歩行人に当たってケガを負わせたときなどに保険金が支払われることになっています。

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。

1. 配分金収入は、所得税法上『雑所得』に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。
従って、配分金収入に係る必要経費の額は、65万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
2. しかし、必要経費の額が55万円未満の場合は、『租税特別措置法』第27条の適用により、65万円を上限として控除します。(ただし、収入金額を限度とします)。
3. 給与収入のある会員は、最低65万円(ただし、収入金額を限度とします)の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、55万円から給与収入を控除した残額が限度です。
4. 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。

【必要経費の額が55万円未満の場合の例示】

《設例》あるセンターの会員(66歳)の年間収入は次のようなものでした。

- | | | |
|----------|-------|-------------------------|
| ① 配分金収入 | 52万円 | (うち交通費などの必要経費10万円) |
| ② 給与収入 | 18万円 | (無料職業紹介事業等による短期就職期間の賃金) |
| ③ 公的年金収入 | 150万円 | |

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額)	(給与所得控除額)		[雑所得(配分金所得)分の最低保障額]
550,000円	− 180,000円	=	370,000円

(最低保障額の残額)	(配分金収入)		[雑所得(配分金所得)分の特例経費]
370,000円	< 520,000円	→	370,000円 → 最低保障額の残額で頭打ち

従って、この場合 $520,000円 - 370,000円 = 150,000円$ が控除後の所得となります。 → (A)

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

$1,500,000円 \times 100\% - 1,200,000円 = 300,000円$

割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」(税務署にあります)から算出してください。

従って、この場合 300,000円が控除後の所得となります。 → (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

(A) + (B) = 350,000円

(基礎控除)

$350,000円 - 480,000円 = (\text{マイナスとなるので} 0円)$

従って、この会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。 ※ 詳細については税務署にお問い合わせ下さい。